東三河ふるさと公園指定管理者運営モニタリング結果（2025年度）

１　施設の概要

施設名　：　東三河ふるさと公園
所在地　：　豊川市御油町、国府町、御津町地内（管理事務所所在地：豊川市御油町滝ヶ入 11－２）
設置根拠：　愛知県都市公園条例（平成 18（2006）年　供用開始）
設置目的：　地球温暖化の防止、生物多様性の保全による良好な都市環境を図るとともに、多様なレクリエーション活動、健康の増進、各種活動等の便益を広く県民が享受できる施設として設置する。
施設概要：　敷地面積　137.3ha
主な施設　憩いの広場、展望ツツジ園、三河山野草園、修景庭園、東三河あそび宿等
駐 車 場　511 台

２　指定管理概要

指定管理者名　　公益財団法人愛知県都市整備協会
指定期間　　2021 年４月１日から 2026 年３月 31 日まで
指定管理者選定時の主な提案内容とその実施状況
地域で活動する団体と連携したイベント開催（実施）、遊具の遊び方教室（実施）、健康・生きがいをテーマにしたイベントの開催（実施）

３　利用状況

（単位:人、件）

区分	2025 年度		2024 年度		増減（① －②）
	計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
利用者計		該当なし			

※計画値とは、指定管理者を選定する際に提出された計画値を指します。

４　収支状況

（単位:千円）

区分		2025 年度		2024 年度		増減（① －②）
		計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
収入計		92,002	93,250	92,303	92,328	922
	利用料金収入	－	－	－	－	－
	指定管理料	92,002	93,245	92,303	92,303	942
	その他	0	5	0	25	△ 20
支出		92,002	101,031	92,303	89,745	11,286
収支差		0	△ 7,781	0	2,583	△ 10,364

５　モニタリング結果

（１）総合評価

評価	評価内容
A	施設の管理運営業務全般について、県の求める水準どおりの管理が行われていた。

（２）区分ごとの評価

区分名称	評価	評価内容
基本項目	A	社会的弱者の公園利用の促進を図るなど、県の求める水準どおり適切な管理が行われていた。
施設の適正な管理	A	イノシシによる獣害や腐朽した階段の枕木交換など、維持管理面でも迅速に直営作業を多く行ったほか、外来生物の除去にも努めており、県の求める水準どおり適切な管理が行われていた。
サービスの維持・向上	A	ボランティア団体と連携して竹林や花壇の美観を維持するとともに、地元小学校と協働した稲作体験等を開催するなど、自然豊かな公園の特色を活かしたサービスが提供されており、県の求める水準どおり適切な管理が行われていた。
運営等の安定性	A	県との連携や文書管理など、県の求める水準どおり適切に行われていた。

【評価の基準】

評価	基準
S	県の求める水準と比べて、期待を上回る水準で管理運営されている。
A	概ね期待どおりの水準で施設運営がなされている。（協定書等の水準）
B	一部分を除き、概ね期待どおりの水準で施設運営がなされている。
C	県の求める水準と比べて不十分な状況である。

（３）今後の対応等

県の求める水準とおり行われていることから、今後もこの管理水準が維持されるとともに、災害エリアの復旧などから利用者数の拡大などの目標が達成されるよう指導を行っていく。

６　利用者からの反応

利用者満足度調査（計４回）、イベント参加者へのアンケート（計９回）を適切に実施していた。
利用者満足度調査では 93.4%、アンケートでは 97.1%の利用者から満足と回答を得た。
アンケートでは、草木の手入れが行き届いている、これからも気持ちの良い公園であってほしい、冷風機・冷水器の設置がありがたい等の意見があった。
また、利用者から直接指摘があった苦情等の主な内容としては、池の蛙が増えすぎている、曲がり角に看板が欲しいとの意見があり、建設事務所と連携して効果的な駆除方法を検討することとしているほか、遊具のある広場の方向を示す看板を曲がり角に設置する対応を行っていた。

７　その他

該当事項なし

○　問い合わせ先

都市・交通局 都市基盤部 公園緑地課 管理第一グループ
電話：０５２－９５４－６５２５（ダイヤルイン）
ファクシミリ：０５２－９６１－５０２２
メールアドレス：koen@pref.aichi.lg.jp